

焼津高等学校特待生制度について

1 趣旨

入学金・維持費及び授業料の全額又は一部を免除することによって、当該生徒を支援する制度である。

2 目的

特待生として入学した生徒に対し、学校教育が目指す資質・能力を育成し、心身の健全な発達を図るとともに学校及び社会への発展に貢献し、誰からも応援される有為な人材となるよう育成することを目的とする。

3 種類

特待生の種類は、次のとおりとする。

(1) 部活動特待生

中学在籍時に取り組んだ分野において優秀な成績を挙げ、又はその姿勢が他の生徒の模範となり、かつ学習意欲旺盛で、本校に入学した後に設置されている部活動においてその活動が学校に貢献することが期待できる生徒を部活動特待生として受け入れ、学校の活性化を図る。

(2) 学習特待生

向学心が旺盛で学習に対する熱意があり、学習成績が秀で、その姿勢が他の生徒の模範となり、又は及ぼす影響が他の生徒の学習意欲を一層向上させることが期待できる生徒を学習特待生として受け入れ、学校の活性化を図る。

(3) スポーツ文化特待生

本校に設置されていないスポーツや競技種目において優秀な成績を収め、又は文化的活動等に積極的に励み、かつ学習意欲旺盛で、入学後もその活動を継続することで学校への貢献が期待できる生徒をスポーツ文化特待生として受け入れ、学校の活性化を図る。

4 特待生の区分等

特待生区分		免除額	免除期間	採用予定数	選考結果通知
A	部活動	入学金	当該年度（1年間）	本校が該当年度に定める人数	合否発表時
	学習	維持費全額	在籍するすべての期間		
	スポーツ文化	授業料全額	個別に検討		
B	部活動	維持費全額	当該年度（1年間）		
	学習	維持費全額	在籍するすべての期間		
	スポーツ文化	授業料半額	個別に検討		

(1) 特待生A・Bとも免除期間途中で授業料免除を打ち切る場合があります。

(2) 特待生A・Bの基準については中学校の先生に聞いてください。

5 資格の停止、取り消し又は変更

特待生が次の各号のいずれかに該当したと認められた場合は、資格の停止、取り消し又は種別を変更する。

全特待生共通	<ol style="list-style-type: none">1. 本校を退学したとき2. 他校へ転学したとき3. 本校の校則に違反し、不名誉と思われる行為があったとき4. 個人的理由により、特待生であることを放棄したとき
部活動特待生	<ol style="list-style-type: none">1. 年度毎の審査により種別の変更該当すると判断されたとき2. 当該部活動を途中退部したとき3. いかなる理由であれ継続的な活動が認められないとき
学習特待生	<ol style="list-style-type: none">1. 年度末評定が1又は欠課時数が5分の1を超えたとき
スポーツ文化特待生	<ol style="list-style-type: none">1. 年度毎の審査により種別の変更該当すると判断されたとき2. いかなる理由であれ継続的な活動が認められないとき

6 特待生の概要

申請資格	次の各号のすべてに該当する者 <ol style="list-style-type: none">1. 中学校を令和7年3月に卒業見込みの者2. 本校を単願（合格した場合必ず本校に入学）で受験する者3. 中学校長が推薦する者（スポーツ文化特待生を除く）
申請書類	<ol style="list-style-type: none">1. 焼津高等学校特待生受験申請書2. 特待生推薦書
申請方法	出願書類とともに本校に提出してください。
対象者	入試成績及び調査書等を総合的に判断し、特待生の資格が付与されます。